

「栃木県地域福祉支援計画（第3期）」の進捗状況について

H29.3.3 保健福祉課

○「栃木県地域福祉支援計画（第3期）」では計画の進捗管理を計るため、以下の7つの数値目標を設定しています。

○平成28年度末の達成状況（見込み）は、目標値を達成した項目が4項目、未達成の項目が3項目となりました。

○数値目標一覧

施策	施策の内容	数値目標項目	H28 目標値	H28 見込値	達成状況	H29 目標値	H30 目標値	H31 目標値	H32 目標値	該当頁
施策1 お互いに支え合える地域づくり	(2)地域の課題に対応する相談・支援体制の充実	1 生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数（人口10万人当たりの件/月）	11.5 件/月	10.8 件/月	△	15.0 件/月	16.5 件/月	18.0 件/月	20.0 件/月	30
	(3)災害に備えた取組の促進	2 避難行動要支援者個別計画策定率	32% (8/25 市町)	36% (9/25 市町)	○	52% (14/25 市町)	72% (18/25 市町)	88% (22/25 市町)	100% (25/25 市町)	34
	(4)ひとにやさしいまちづくりの推進	3 栃木県ひとにやさしいまちづくり条例適合施設数	1,630 施設	1,576 施設	△	1,700 施設	1,770 施設	1,840 施設	1,910 施設	38
施策2 地域福祉を支えるひとづくり	(2)地域住民等による社会貢献活動の充実	4 ボランティアコーディネーターの市町配置率	72% (18/25 市町)	72% (18/25 市町)	○	80% (20/25 市町)	88% (22/25 市町)	96% (24/25 市町)	100% (25/25 市町)	47
施策3 地域福祉推進の基盤づくり	(1)地域福祉の計画的な推進	5 市町村地域福祉計画の策定	84% (21/25 市町)	84% (21/25 市町)	○	88% (22/25 市町)	92% (23/25 市町)	96% (24/25 市町)	100% (25/25 市町)	54
		6 地域福祉活動計画の策定	84% (21/25 市町)	88% (22/25 市町)	○	88% (22/25 市町)	92% (23/25 市町)	96% (24/25 市町)	100% (25/25 市町)	54
	(6)福祉サービスの質の向上	7 第三者評価受審事業者数（高齢・障害分野）※	50 事業者	34 事業者	△	70 事業者	90 事業者	110 事業者	130 事業者	72

※達成状況の区分……○目標値達成、△目標値未達成

※第三者評価受審事業者数…同一事業者が複数回受審した場合は、1事業者としてカウントしている。

2 施策ごとの実施状況

- (1) 生活困窮者自立支援制度における新規相談受付件数（人口10万人当たりの件／月）
（平成28年4月～平成29年1月末）

平成27年4月から、生活困窮者自立支援法が施行され、法に基づく自立相談支援機関が各福祉事務所単位で設置されています。自立相談支援機関には、相談支援員や就労支援員が配置され、多様かつ複合的な課題を抱える相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、課題の解決に向けた支援を行っています。

県では、制度が広く利用されるよう、広報用リーフレットの作成等により、制度の周知を図るほか、支援員向け研修の実施により、支援員の質の向上に努めています。

自立相談支援機関	対象地域人口 (H27.1.1)	新規相談受付 (H28.4～H29.1実績)	
		件数	人口10万人 あたり
県東健康福祉センター	66,786	99	14.8
益子町	24,304	35	14.4
茂木町	14,251	27	18.9
市貝町	12,152	21	17.3
芳賀町	16,079	16	10.0
県南健康福祉センター	97,212	145	14.9
上三川町	31,368	60	19.1
壬生町	39,922	32	8.0
野木町	25,922	53	20.4
県北健康福祉センター	86,742	134	15.4
塩谷町	12,253	14	11.4
高根沢町	30,036	60	20.0
那須町	26,506	30	11.3
那珂川町	17,947	30	16.7
県実施(町分)合計	250,740	378	15.1
市合計(宇都宮市含む)	1,753,677	1,785	10.2
県内合計(宇都宮市含む)	2,004,417	2,163	10.8

出典：県調べ

(2) 避難行動要支援者個別計画策定率 (平成28年4月1日現在)

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、各市町村において避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられ、また、避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難方法を定めた、個別計画の策定が求められることとなりました。

県では、市町での避難行動要支援者に対する個別支援対策を促進するため、市町職員等を対象とした研修会を開催し、先行事例の紹介や市町間の情報共有を図っています。

(平成28年4月1日現在)

市町名		避難行動要支援者名簿の作成	個別計画の策定
1	宇都宮市	○	○
2	足利市	○	
3	栃木市	○	
4	佐野市	○	○
5	鹿沼市	○	○
6	日光市	○	○
7	小山市	○	
8	真岡市	○	
9	大田原市	○	
10	矢板市	○	○
11	那須塩原市		
12	さくら市	○	
13	那須烏山市	○	
14	下野市	○	○
15	上三川町	○	○
16	益子町	○	○
17	茂木町		
18	市貝町	○	
19	芳賀町	○	
20	壬生町		
21	野木町	○	○
22	塩谷町		
23	高根沢町		
24	那須町		
25	那珂川町	○	
		19(76%)	9(36%)

出典：県調べ

(3) ひとにやさしいまちづくり条例適合施設数（平成 29 年 1 月末時点）

高齢者や障害者、妊産婦、子どもなどを含めた全ての県民が、安全で快適な日常生活を営めるよう公共的施設(※)のバリアフリー化を推進しています。公共的施設の新築、増築、改築などの際には、土木事務所など建築確認申請窓口において、ひとにやさしいまちづくり条例の整備基準に適合するよう指導・助言を行っています。これは、罰則により強制するのではなく、指導助言を通じ、事業者や県民の理解と協力を得ようとするものです。

また、県のホームページ等を通じて、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例に関する普及啓発を実施したほか、おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業の実施により、障害者等用駐車場の適正利用に関する啓発を行いました。

※「公共的施設」とは、病院、劇場、集会場、百貨店、官公庁の庁舎、公園、道路、公共交通機関の施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設を指します。

【ひとにやさしいまちづくり条例 適合施設数】

※H28 は、県所管区域分の届出件数を計上

	取扱機関	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28※
県	宇都宮土木事務所	6	8	8	5	10	3	7
	真岡土木事務所	6	3	2	10	4	6	15
	栃木土木事務所	6	6	12	13	10	4	18
	矢板土木事務所 (H23 より大田原土木等に事務移管)	10						
	大田原土木事務所	6	15	9	5	5	6	6
	保健福祉課	1		1	2	1		
権限移譲済み市町 (※移譲時期)	足利市(H12.10～)			1	2	2	1	市所管区域分の件数については4月以降照会予定
	栃木市(H13.10～)	9	6	2	11	13	12	
	佐野市(H16.4～)	5	6	3	6	7	3	
	鹿沼市(H13.10～)	7	10	2	7	2	1	
	日光市(H21.4～)	6	3	2	4	1	1	
	小山市(H12.10～)	12	8	7	7	5	4	
	那須塩原市(H18.4～)	6	12	4	11	9		
	大田原市(H24.4～)		4	4	1	2	1	
適合施設数 計	80	81	57	84	71	42	46	

平成 12～28 年度 適合施設数 累計
1,576

出典：県調べ

(4) ボランティアコーディネーターの市町配置率（平成 28 年度末見込み）

県民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、自らが福祉活動の担い手として積極的にボランティアとして活躍できるような環境整備に取り組んでいます。

ボランティアコーディネーターは、ボランティアを必要とする人と活動したい人とのマッチングを行うほか、プログラムの開発、ボランティアグループの支援などを行っています。

市町社会福祉協議会においては、専任の職員の配置が困難な場合は、関係職員が適切な養成研修等を受講しボランティアコーディネーターの役割を果たしています。

市町名	ボランティアコーディネーター配置の有無	
	市町社協	行政設置(市町社協以外)
1 宇 都 宮 市	○	○ 宇都宮市まちづくりセンター まちびあ
2 足 利 市	○	○ 足利市民活動センター
3 栃 木 市	○	○ とちぎ市民活動推進センター くらら
4 佐 野 市	○	○ 佐野市市民活動センター ここねっと
5 鹿 沼 市	○	○ かぬま市民活動広場 ふらっと
6 日 光 市	○	○ 日光市民活動支援センター
7 小 山 市		○ 小山市市民活動センター
8 真 岡 市		○ 真岡市市民活動推進センター コラボレーもおか
9 大 田 原 市	○	
10 矢 板 市		
11 那 須 塩 原 市	○	
12 さ く ら 市		
13 那 須 烏 山 市	○	
14 下 野 市	○	○ 下野市生涯学習情報センター
15 上 三 川 町	○	
16 益 子 町		
17 茂 木 町	○	
18 市 貝 町	○	
19 芳 賀 町		
20 壬 生 町	○	○ 壬生町町民活動支援センター みぶりん
21 野 木 町		○ 野木町ボランティア支援センター きらり館
22 塩 谷 町		
23 高 根 沢 町		
24 那 須 町	○	
25 那 珂 川 町		
		18 (72%)

(5) 市町村地域福祉計画の策定

(6) 地域福祉活動計画の策定

市町村地域福祉計画は、市町村がそれぞれの地域の実情に応じた地域福祉の実現を自主的かつ積極的に図るための基本となる計画です。同様に、市町村社会福祉協議会等が作成する地域福祉活動計画も、行政が作成する市町村地域福祉計画と連携・補完の関係にある重要な計画です。

しかしながら、義務付けのない本計画の策定はなかなか進まないのが現状です。

このため、県では、県社会福祉協議会に委託して、市町や市町社協職員を対象に、計画策定の意義、具体的な策定方法や推進方法を学ぶための「地域福祉推進セミナー」を毎年実施しています。

(平成29年4月1日見込み)

市町名		【市町】市町村地域福祉計画策定状況				【市町社協】地域福祉活動計画策定状況			
		28年度末策定済み(見込)		改定済み	29年度以降策定(改定)予定	28年度末策定済み(見込)		改定済み	29年度以降策定(改定)予定
1	宇都宮市	○	15年度	19,24年度	29年度末	○	17年度	21,24年度	
2	足利市	○	19年度	24,28年度	33年度末	○	19年度	24,28年度	33年度末
3	栃木市	○	16年度	26年度	31年度末	○	19年度	26年度	31年度末
4	佐野市	○	20年度	25年度	30年度末	○	20年度	25年度	30年度末
5	鹿沼市	○	18年度	23,28年度	28年度末	○	19年度	24年度	29年度末
6	日光市	○	21年度	27年度	32年度末	○	21年度	27年度	32年度末
7	小山市	○	17年度	22,27年度	32年度末	○	24年度	27年度	32年度末
8	真岡市	○	24年度	28年度	33年度末	○	24年度	28年度	33年度末
9	大田原市	○	20年度	25年度	30年度末	○	20年度	25年度	30年度末
10	矢板市	○	24年度		29年度末	○	24年度		29年度末
11	那須塩原市	○	18年度	23,28年度	33年度末	○	20年度	28年度	33年度末
12	さくら市	○	23年度	28年度	33年度末	○	24年度		29年度末
13	那須烏山市	○	19年度	24年度	29年度末	○	19年度	24年度	29年度末
14	下野市	○	25年度	28年度	33年度末	○	25年度		33年度末
15	上三川町	○	18年度	28年度	33年度末	○	19年度	28年度	33年度末
16	益子町								30年度末
17	茂木町								29年度末
18	市貝町	○	26年度		32年度末	○	28年度		
19	芳賀町	○	26年度		31年度末	○	26年度		31年度末
20	壬生町	○	26年度		30年度末	○	26年度		30年度末
21	野木町	○	28年度		33年度末	○	28年度		33年度末
22	塩谷町								
23	高根沢町					○	20年度		
24	那須町	○	17年度	22,27年度	32年度末	○	17年度	22,27年度	30年度末
25	那珂川町	○	22年度	27年度	32年度末	○	22年度	27年度	32年度末
		21	84%	—		22	88%		

(7) 第三者評価受審事業者数（平成 28 年度末見込み）

福祉サービス第三者評価とは、社会福祉事業者が提供するサービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の公正中立な第三者機関（評価機関）が専門的かつ客観的な立場から評価するものです。事業者は、受審を通じて事業運営における課題を把握し、サービスの質の向上につなげます。また、評価結果が公表されますので、利用者が事業者を選択するための情報として役立ちます。

県が運営を支援している「とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構」では、評価機関の認証や、評価担当者の養成研修を実施するとともに、シンポジウムの開催、啓発資料の発行等受審促進に向けた取組を実施しています。

また、平成 27 年度からは、「福祉サービス第三者評価受審支援補助制度」を創設し、高齢者又は障害者福祉施設の第三者評価の受審費用を補助することで、受審促進を図っています。

福祉サービス第三者評価受審事業所数

種別 年度	高齢者福祉施設	障害者福祉施設	児童福祉施設		計
			保育所	社会的養護施設※	
平成 20 年度 以前	6	4	11	0	21
平成 21 年度	3	2	3	2	10
平成 22 年度	0	0	7	4	11
平成 23 年度	0	0	6	2	8
平成 24 年度	1	0	7	0	8
平成 25 年度	3	0	19	7	29
平成 26 年度	0	0	13	13	26
平成 27 年度	3	15	12	1	31
平成 28 年度	2	7	8	3	20
累計	18	28	86	32	164
事業者累計	15	19	→34 事業者		

出典：「とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構」調べ

※社会的養護施設（児童養護施設、乳児院等）については、子どもが自ら利用する施設を選ぶことのできない措置施設であること等から、平成 24 年度から 3 年に 1 回以上の第三者評価の受審及び評価結果の公表が義務付けられています。